

# 横須賀市報

第1808号

発行日	発行所	横須賀市小川町11番地 横須賀市役所
毎月	編集兼	横須賀市長
10日	発行人	上地克明
25日	印刷所	(有)宮村印刷所

## 目次

規 則	
◇勤労福祉会館条例の一部を改正する条例の一部の施行期 日を定める規則……………	14709
◇確認申請等における磁気ディスク等の利用に関する規則 廃止……………	〃
告 示	
◇市の施設の供用の休止について……………	〃
◇指定居宅サービス事業者の指定について……………	〃
◇指定居宅介護支援事業者の指定について……………	〃
◇指定介護予防サービス事業者の指定について……………	14710
◇指定居宅サービス事業者の事業の廃止について……………	〃
◇指定地域密着型サービス事業者の事業の廃止につい て……………	〃
◇指定居宅介護支援事業者の事業の廃止について……………	〃
◇指定介護予防サービス事業者の事業の廃止について…	〃
◇指定障害福祉サービス事業者の指定について……………	〃
◇除却広告物等の保管について……………	14711
◇放置自転車等の移動について……………	〃
◇道路区域変更及び供用開始について……………	14712
公 告	
◇介護保険料納入通知書の公示送達……………	〃
◇介護保険料の督促状の公示送達……………	〃
◇国民健康保険料の決定通知書の公示送達……………	〃
◇国民健康保険料の変更通知書の公示送達……………	14713
◇国民健康保険料の督促状の公示送達……………	〃
◇後期高齢者医療保険料の督促状の公示送達……………	〃
◇開発行為の工事完了について……………	〃
◇自動車臨時運行許可番号標の無効について……………	〃
◇農用地利用集積計画について……………	〃
上下水道局告示	
◇指定給水装置工事事業者の指定について……………	14714
◇横須賀公共下水道事業計画の変更案の縦覧について…	〃
上下水道局公告	
◇物品の売払いに係る一般競争入札について……………	〃
教育委員会告示	
◇社会教育施設の供用の休止について……………	〃
正 誤	

## 規 則

**横須賀市規則第2号**  
 勤労福祉会館条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則を次のように定める。  
 令和3年1月25日

横須賀市長 上地 克明  
 勤労福祉会館条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則  
 勤労福祉会館条例の一部を改正する条例（令和2年横須賀市条例第10号）第2条の規定の施行期日は、令和3年1月30日とする。

**横須賀市規則第3号**  
 確認申請等における磁気ディスク等の利用に関する規則を廃止する規則を次のように定める。  
 令和3年1月25日

横須賀市長 上地 克明  
 確認申請等における磁気ディスク等の利用に関する規則を廃止する規則  
 確認申請等における磁気ディスク等の利用に関する規則（平成17年横須賀市規則第90号）は、廃止する。  
 附 則  
 この規則は、令和3年2月1日から施行する。

## 告 示

**横須賀市告示第5号** (令和3年1月12日 掲 示 済)  
 市の施設は、感染症の感染の拡大を防止するため、次のとおり施設の全部又は一部の供用を休止します。  
 令和3年1月12日

横須賀市長 上地 克明  
 (次のとおりは略)

**横須賀市告示第6号**  
 介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の規定により、次に掲げる者を指定居宅サービス事業者として指定しました。  
 令和3年1月25日

横須賀市長 上地 克明

指定年月日	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類	申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者名
令和3年1月1日	マークスター訪問看護ステーション	横須賀市林2丁目1番35号双美ビル1階	訪問看護	三浦市三崎町小網代1474番地 株式会社Medical MARK STAR 代表取締役 出口 雅 大

**横須賀市告示第7号**  
 介護保険法（平成9年法律第123号）第46条第1項の規定により、次に掲げる者を指定居宅介護支援事業者として指定しま

した。  
 令和3年1月25日  
 横須賀市長 上地 克明

指定年月日	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類	申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者名
令和3年1月1日	福祉相談所 一歩一歩	横須賀市野比4丁目14番18号A	居宅介護支援	横須賀市野比四丁目14番18号A 合同会社Onestep 代表社員 高橋 真結子

<p><b>横須賀市告示第8号</b> 介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項の規定により、次に掲げる者を指定介護予防サービス事業者として指定</p>			<p>しました。 令和3年1月25日 横須賀市長 上 地 克 明</p>	
指定年月日	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類	申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者名
令和3年1月1日	マークスター訪問看護ステーション	横須賀市林2丁目1番35号双美ビル1階	介護予防訪問看護	三浦市三崎町小網代1474番地 株式会社Medical MARK STAR 代表取締役 出口 雅 大
<p><b>横須賀市告示第9号</b> 介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項の規定により、次に掲げる者から指定居宅サービスの事業を廃止する旨</p>			<p>の届出がありました。 令和3年1月25日 横須賀市長 上 地 克 明</p>	
廃止年月日	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類	届出者の名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者名
令和2年12月31日	横須賀グリーンヒルケアセンター	横須賀市大矢部1丁目9番30号	訪問介護	横須賀市大矢部一丁目9番30号 社会福祉法人公友会 理事長 西 城 一 代
同	衣笠病院通所リハビリテーションセンター	横須賀市小矢部2丁目23番1号	通所リハビリテーション	横須賀市小矢部二丁目23番1号 社会福祉法人日本医療伝道会 理事長 南 信 明
<p><b>横須賀市告示第10号</b> 介護保険法（平成9年法律第123号）第78条の5第2項の規定により、次に掲げる者から指定地域密着型サービスの事業を</p>			<p>廃止する旨の届出がありました。 令和3年1月25日 横須賀市長 上 地 克 明</p>	
廃止年月日	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類	届出者の名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者名
令和2年12月12日	リハビリテーション 颯横須賀	横須賀市久比里1丁目18番10号	地域密着型通所介護	横須賀市久比里一丁目18番10号 株式会社美海の風 代表取締役 半 沢 美 紀 子
<p><b>横須賀市告示第11号</b> 介護保険法（平成9年法律第123号）第82条第2項の規定により、次に掲げる者から指定居宅介護支援の事業を廃止する旨</p>			<p>の届出がありました。 令和3年1月25日 横須賀市長 上 地 克 明</p>	
廃止年月日	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類	届出者の名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者名
令和2年12月31日	デイサロン武1番館	横須賀市武1丁目29番14号	居宅介護支援	横須賀市武一丁目29番14号 株式会社サンエス 代表取締役 加 藤 公 一
<p><b>横須賀市告示第12号</b> 介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の5第2項の規定により、次に掲げる者から指定介護予防サービスの事業を</p>			<p>廃止する旨の届出がありました。 令和3年1月25日 横須賀市長 上 地 克 明</p>	
廃止年月日	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類	届出者の名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者名
令和2年12月31日	衣笠病院通所リハビリテーションセンター	横須賀市小矢部2丁目23番1号	介護予防通所リハビリテーション	横須賀市小矢部二丁目23番1号 社会福祉法人日本医療伝道会 理事長 南 信 明
<p><b>横須賀市告示第13号</b> 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により、次に</p>			<p>掲げる者を指定障害福祉サービス事業者として指定しました。 令和3年1月25日 横須賀市長 上 地 克 明</p>	
指定年月日	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類	申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者名

令和3年 1月1日	ニチイケアセンター 野比	横須賀市野比1丁目19番 23号サンドエル201号室	居宅介護	東京都千代田区神田駿河台二丁目9 番地 株式会社ニチイ学館 代表取締役 森 信 介
同	ニチイケアセンター 野比	横須賀市野比1丁目19番 23号サンドエル201号室	重度訪問介護	東京都千代田区神田駿河台二丁目9 番地 株式会社ニチイ学館 代表取締役 森 信 介
同	L i Gのいえ 田浦	横須賀市田浦町3丁目34 番地	共同生活援助	横浜市磯子区上中里町1028番地25棟 2532号 合同会社L i G 代表社員 高 橋 公 英

横須賀市告示第14号

屋外広告物法（昭和24年法律第189号）第8条第1項の規定により、次のとおり広告物等を保管しました。

保管した広告物等に係る保管広告物等一覧簿は、横須賀市都市部まちなみ景観課において告示の日の翌日から起算して2週間一般の縦覧に供します。

令和3年1月25日

横須賀市長 上 地 克 明

1 広告物等の名称又は種類等

広告物等の名称又は種類	広告物等の数量	広告物等が放置されていた場所	除却年月日	保管期間
はり札等	12	米が浜通1丁目、三春町5丁目、佐野町4丁目、衣笠栄町2丁目、舟倉1丁目、野比1丁目及び津久井2丁目地内	令和2年12月1日から同月28日まで	告示の日の翌日から起算して2週間

- 2 保管場所  
横須賀市武3丁目22番1号
- 3 返還を受ける方法  
(1) 返還場所及び返還日時  
返還を受けようとするときは、事前に協議の上決定します。  
(2) 持参するもの  
受領書、当該広告物等の所有者等であることを証明するもの及び印鑑
- 4 問い合わせ先  
横須賀市都市部まちなみ景観課

横須賀市告示第15号

自転車等の放置防止に関する条例（平成3年横須賀市条例第29号）第10条第2項及び第4項並びに第28条第2項の規定に基づき、次のとおり自転車等を保管場所に移動しました。

令和3年1月25日

横須賀市長 上 地 克 明

1 移動年月日等

移 動 年 月 日	移動した自転車等の台数		自転車等が放置されていた場所	保 管 場 所
	自 転 車	原動機付自転車及び普通自動車2輪車		
令和2年12月1日から同月25日まで	台 64	台 6	追浜駅周辺自転車等放置禁止区域	夏島町自転車等保管所 横須賀市夏島町2番地
同	2	0	京急田浦駅周辺自転車等放置禁止区域	同
同	1	0	逸見駅周辺自転車等放置禁止区域	三春町自転車等保管所 横須賀市三春町2丁目1番地
同	6	2	汐入駅周辺自転車等放置禁止区域	同
同	33	2	横須賀中央駅周辺自転車等放置禁止区域	同
同	2	0	県立大学駅周辺自転車等放置禁止区域	同
同	1	0	堀ノ内駅周辺自転車等放置禁止区域	同
同	5	2	衣笠駅周辺自転車等放置禁止区域	公郷町自転車等保管所 横須賀市公郷町4丁目4番地
同	3	2	北久里浜駅周辺自転車等放置禁止区域	同
同	16	1	久里浜駅周辺自転車等放置禁止区域	同
同	1	1	Y R P野比駅周辺自転車等放置禁止区域	同

同	18	1	吉倉町2丁目、西逸見町1丁目、東逸見町3丁目、若松町3丁目、三春町2丁目・3丁目、上町3丁目、公郷町5丁目、金谷1丁目、阿部倉、森崎1丁目、池田町1丁目、久比里1丁目、久里浜4丁目及び長井3丁目地内の道路	同
同	1	0	堀ノ内駅自転車等駐車場	三春町自転車等保管所 横須賀市三春町2丁目1番地
同	1	0	Y R P野比駅第1自転車等駐車場	公郷町自転車等保管所 横須賀市公郷町4丁目4番地

- 2 保管期間  
自転車等を移動した日の翌日から起算して2箇月間
- 3 返還を受ける方法
- (1) 返還場所  
返還を受けようとする自転車等の保管場所
- (2) 返還日時  
月曜日から土曜日までの午前11時から午後7時まで。ただし、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除きます。
- (3) 移動費用  
自転車 1台につき1,500円  
原動機付自転車及び普通自動2輪車 1台につき3,000円
- (4) 持参するもの  
自転車等のかきその他当該自転車等の利用者等であるこ

- とを証明するもの及び印鑑
- 4 保管期間経過後の自転車等の措置  
保管期間が経過した自転車等は、本市が処分します。
- 5 問い合わせ先  
横須賀市土木部土木計画課

横須賀市告示第16号

道路区域変更及び供用開始に関する告示  
道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、次のように市道の道路の区域を変更し、及び令和3年1月25日からその供用を開始します。  
その関係図面は、横須賀市土木部道路管理課において告示の日から30日間一般の縦覧に供します。  
令和3年1月25日

横須賀市長 上 地 克 明

路線名	旧新別	区	間	敷地の幅員	延 長
2,658	旧	津久井3丁目976番の1地先から 津久井3丁目897番の4地先まで		メートル 2.8～3.2	メートル 42.2
	新	津久井3丁目976番の1地先から 津久井3丁目897番の4地先まで		2.8～3.7	42.2
2,840	旧	野比2丁目304番地先から 野比2丁目301番の8地先まで		1.8～2.0	22.0
	新	野比2丁目304番地先から 野比2丁目301番の8地先まで		1.8～4.6	22.0

公 告

横須賀市公告第9号 (令和3年1月15日) (掲示済)

下記に係る別紙の方は、その住所及び居所が明らかでないため、介護保険料納入通知書の送達ができないので、介護保険法（平成9年法律第123号）第143条において準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、関係書類は保管しているため、送達を受けるべき方から申出があるときは交付します。

令和3年1月15日

横須賀市長 上 地 克 明

年 度	科 目	備 考
令和2年度	介護保険料 納入通知書	12月分の納期限は、令和3年 2月1日に変更する。

(別紙略)

横須賀市公告第10号 (令和3年1月15日) (掲示済)

下記に係る別紙の方は、その住所及び居所が明らかでないため、督促状の送達ができないので、介護保険法（平成9年法律第123号）第143条において準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、関係書類は保管しているため、送達を受けるべき方

ら申出があるときは交付します。

令和3年1月15日

横須賀市長 上 地 克 明

年 度	種 別	月 別	発付年月日
令和2年度	介護保険料	10月分	令和2年11月30日

(別紙略)

横須賀市公告第11号 (令和3年1月15日) (掲示済)

下記に係る別紙の方は、その住所及び居所が明らかでないため、国民健康保険料決定通知書の送達ができないので、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第78条において準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、関係書類は保管しているため、送達を受けるべき方から申出があるときは交付します。

令和3年1月15日

横須賀市長 上 地 克 明

年 度	科 目	備 考
令和2年度	国民健康保険料 決定通知書	6月分から12月分までの納期 限は、令和3年2月1日に変更する。

(別紙略)

横須賀市公告第12号 (令和3年1月15日 掲 示 済)

下記に係る別紙の方は、その住所及び居所が明らかでないため、国民健康保険料変更通知書の送達ができないので、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第78条において準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、関係書類は保管しているため、送達を受けるべき方から申出があるときは交付します。

令和3年1月15日

横須賀市長 上 地 克 明

年 度	科 目	備 考
令和2年度	国民健康保険料変更通知書	減額分 8月分から12月分までの納期限は、令和3年2月1日に変更する。

(別紙略)

横須賀市公告第13号 (令和3年1月15日 掲 示 済)

下記に係る別紙の方は、その住所及び居所が明らかでないため、督促状の送達ができないので、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第78条において準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、関係書類は保管しているため、送達を受けるべき方から申出があるときは交付します。

令和3年1月15日

横須賀市長 上 地 克 明

年 度	種 別	月 別	発付年月日
令和2年度	後期高齢者医療保険料	10月分	令和2年11月30日

令和2年度	国民健康保険料	6月分	令和2年7月30日
		7月分	令和2年8月28日
		8月分	令和2年9月30日
		9月分	令和2年10月30日
		10月分	令和2年11月30日

(別紙略)

横須賀市公告第14号 (令和3年1月15日 掲 示 済)

下記に係る別紙の方は、その住所及び居所が明らかでないため、督促状の送達ができないので、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第112条において準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、関係書類は保管しているため、送達を受けるべき方から申出があるときは交付します。

令和3年1月15日

横須賀市長 上 地 克 明

年 度	種 別	月 別	発付年月日
令和2年度	後期高齢者医療保険料	10月分	令和2年11月30日

(別紙略)

横須賀市公告第15号 (令和3年1月15日 掲 示 済)

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告します。

令和3年1月15日

横須賀市長 上 地 克 明

許可年月日及び許可番号	工事完了検査済証交付年月日及び交付番号	開発区域に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
令和2年6月26日 令2開第6号	令和3年1月7日 令2第20号	横須賀市三春町2丁目28番6ほか2筆	横須賀市小川町26番地9 アイプランニング株式会社 代表取締役 寺島信治
令和2年8月25日 令2開第10号	令和3年1月7日 令2第21号	横須賀市長沢2丁目1743番1ほか3筆	横須賀市小川町26番地9 アイプランニング株式会社 代表取締役 寺島信治

横須賀市公告第16号

次の自動車臨時運行許可番号標は、亡失したので無効とします。

令和3年1月25日

横須賀市長 上 地 克 明

記号 番号  
横浜 横須賀 91-19

横須賀市公告第17号

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項の規定により、農用地利用集積計画を定めたので、同法第19条の規定により公告します。

その農用地利用集積計画は、横須賀市農業委員会事務局において縦覧に供します。

令和3年1月25日

横須賀市長 上 地 克 明

記の1

- 農用地利用集積計画を定めた土地の所在  
横須賀市須軽谷字扇山1166番1及び1166番3
- 利用権の設定を受ける方の住所及び氏名  
横須賀市須軽谷1205番地  
廣川好宏
- 利用権を設定する方の住所及び氏名

横須賀市須軽谷1148番地

法道寺

代表役員 島田朗成

記の2

- 農用地利用集積計画を定めた土地の所在  
横須賀市長井1丁目861番
- 利用権の設定を受ける方の住所及び氏名  
横須賀市長井1丁目17番9号  
原田久翁
- 利用権を設定する方の住所及び氏名  
横須賀市長井1丁目4番19号  
浅沼千恵子  
横須賀市長井1丁目4番20号  
大井八千代  
横須賀市長井1丁目27番22-302号  
原田実  
横浜市瀬谷区橋戸2丁目20番地の5  
倉島サチ子

記の3

- 農用地利用集積計画を定めた土地の所在  
横須賀市長井1丁目1832番1
- 利用権の設定を受ける方の住所及び氏名  
横須賀市長井3丁目34番17号

- 秋 本 敏 美
- 3 利用権を設定する方の住所及び氏名  
横須賀市長井3丁目20番7号  
秋 本 美津江
- 記の4
- 1 農用地利用集積計画を定めた土地の所在  
横須賀市津久井3丁目1676番
- 2 利用権の設定を受ける方の住所及び氏名  
横須賀市津久井5丁目6番13号  
西 脇 孝 州
- 3 利用権を設定する方の住所及び氏名  
横須賀市津久井3丁目25番21号  
原 益 男
- 記の5
- 1 農用地利用集積計画を定めた土地の所在  
横須賀市津久井5丁目3140番4、3140番5、3140番6及び3140番7
- 2 利用権の設定を受ける方の住所及び氏名  
横須賀市津久井5丁目21番5号  
農事組合法人みかん共同圃場組合  
代表理事 森 久 満
- 3 利用権を設定する方の住所及び氏名  
横須賀市津久井5丁目14番1号  
山 田 智
- 記の6
- 1 農用地利用集積計画を定めた土地の所在

- 横須賀市林5丁目1686番2
- 2 利用権の設定を受ける方の住所及び氏名  
横須賀市林2丁目15番3号  
鈴 木 秀 幸
- 3 利用権を設定する方の住所及び氏名  
横須賀市林4丁目1番2号  
永 野 きよみ
- 記の7
- 1 農用地利用集積計画を定めた土地の所在  
横須賀市林5丁目285番1、287番、535番1及び1260番
- 2 利用権の設定を受ける方の住所及び氏名  
横須賀市林4丁目1番2号  
長 瀬 光 章
- 3 利用権を設定する方の住所及び氏名  
横須賀市林4丁目5番12号  
井 上 一 弘

### 上下水道局告示

横須賀市上下水道局告示第2号  
横須賀市水道事業給水条例（昭和33年横須賀市条例第24号）第11条第1項の規定に基づき、次に掲げる給水装置工事事業者を本市指定給水装置工事事業者として指定しました。  
令和3年1月25日  
横須賀市上下水道事業管理者  
横須賀市上下水道局長 長 島 洋

登録番号	給水装置工事事業者名	代表者名	所在地	指定年月日	有効期限
576	株式会社日光建設	志田 晃	東京都大田区東糀谷四丁目11番3-304号	令和2年12月28日	令和7年12月27日

横須賀市上下水道局告示第3号  
下水道法（昭和33年法律第79号）第4条第6項において準用する同条第1項の規定により、横須賀市公共下水道事業計画を変更するので、下水道法施行令（昭和34年政令第147号）第3条の規定により告示します。  
なお、当該公共下水道事業計画の変更案について意見がある方は、縦覧期間満了の日までに上下水道事業管理者に意見を提出することができます。  
令和3年1月25日  
横須賀市上下水道事業管理者  
横須賀市上下水道局長 長 島 洋

- 1 事業計画の名称 横須賀市公共下水道事業計画  
2 変更内容

事業計画を変更する土地の区域	工事完成予定年月日
下町処理区の一部（横須賀市平成町3丁目、三春町2丁目・3丁目、公郷町1丁目、阿部倉、平作2丁目・3丁目・6丁目、小矢部2丁目、衣笠町、大矢部5丁目・6丁目、走水1丁目・2丁目、吉井1丁目、鴨居3丁目・4丁目、東浦賀2丁目、浦賀丘1丁目、西浦賀3丁目・5丁目、佐原4丁目及び神明町の各一部）及び西処理区の一部（横須賀市長沢1丁目・6丁目、津久井3丁目・4丁目、長井1丁目から3丁目まで・5丁目・6丁目、林3丁目から5丁目まで、武1丁目・3丁目・5丁目、太田和1丁目から3丁目まで・5丁目、荻野、長坂3丁目・4丁目、佐島1丁目から3丁目まで、芦名1丁目・2丁目、秋谷及び秋谷2丁目の各一部）	令和5年3月31日

- 3 縦覧期間 令和3年1月25日から同年2月8日まで  
4 縦覧場所 上下水道局技術部計画課

### 上下水道局公告

横須賀市上下水道局公告第1号 (令和3年1月25日 掲 示 済)  
地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の規定に基づき、次のとおり一般競争入札により物品の売払いを行います。  
令和3年1月25日  
横須賀市上下水道事業管理者  
横須賀市上下水道局長 長 島 洋  
(次のとおりは略)

### 教育委員会告示

横須賀市教育委員会告示第1号 (令和3年1月12日 掲 示 済)  
次に掲げる施設は、感染症の感染の拡大を防止するため、令和3年1月12日から同年2月7日までの間、供用を休止します。  
令和3年1月12日  
横須賀市教育委員会  
教育長 新 倉 聡

1 横須賀市自然博物館及び横須賀市人文博物館  
2 横須賀美術館の一部  
3 横須賀市生涯学習センターの一部

### 正 誤

令和元年9月25日付け横須賀市報第1776号 14495 ページ右欄  
下から4行目中「12,640円」は「12,570円」の、同欄下から3  
行目中「4,740円」は「4,710円」のいずれも誤り